

5. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

本市では、棚田や畑作物が織り成す丘陵地の景観など、平地が少ない地形の特徴を生かしながら農業を営み、地域ごとに個性あるのどかな農村景観を形づくってきました。

農村地域特有の美しい景観は、人間が自然に働きかけながら永い年月をかけて創り出したもので、農林業の営みや暮らし、その中から生まれ受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となって形成されてきた文化的景観と言えるものです。しかし、高齢化や過疎化の進行によって、集落の機能が低下し、耕作放棄地が増加するなど、かつての美しい農村景観が失われつつあります。

美しい農村景観を保全、創出するため、集落内の建築行為の規制は景観計画で定めていきます。しかし、耕作放棄地の解消や景観と調和のとれた農業生産基盤施設の整備、地域の歴史文化を形成する土地改良施設の保全などについては、農業施策とも連携を図り総合的に取り組んでいく必要があります。

●景観農業振興地域整備計画では・・・

例えば、

里山・棚田を守りたい

耕作放棄地を
解消したい

景観に配慮した
ほ場整備や農道整備
をしたい

など、地域の課題を受けて、以下のことを定めます。

○景観農業振興地域整備計画の区域

・景観計画区域内の農業振興地域において、景観との調和に配慮しつつ、良好な営農条件の確保を図るための措置を計画に位置づける必要がある区域を定めます。

○景観と調和のとれた土地の農の利用に関する

・景観農業振興地域整備計画の区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の管理や景観作物の共同栽培など、地域全体の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方について定めます。

○農業生産の基盤の整備や開発に関する事項

○農用地の保全に関する事項

○農業近代化のための施設整備に関する事項

・景観農業振興地域整備計画の区域内における農用地、農業用施設等について、その整備、保全の方向や具体的な事業・活動について定めます。

資料：景観農業振興地域整備計画の策定に向けて／農林水産省

なお、本景観計画では、農業振興地域における保全、創出すべき地域の景観の特色について、その概要を整理します。

●保全・創出すべき地域の景観の特色

- 山間の地形や丘陵地、海を望む斜面地を巧みに利用した棚田や果樹園の景観
- 海に面する干拓地に広がる水田地帯の景観
- 台地に広がる野菜畑や果樹園の景観
- ため池や石積み水路等の歴史を感じさせる農業用水施設の景観
- 生活を通じて自然と関わり合う中で形成されてきた里山景観
- 豊作祈願や五穀豊穡を感謝する祭など伝統文化の舞台となる社寺境内や集落景観

